



2019年3月25日

各 位

東京都新宿区西新宿6丁目24番1号
株 式 会 社 ベ リ サ ー ブ
代表者名 代表取締役社長 新堀 義之
(コード番号:3724 東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員 清水 昌彦
(TEL 03-5909-5700)

臨時株主総会招集のための基準日の利用の中止に関するお知らせ

2019年3月19日付「当社支配株主(親会社)であるSCSK株式会社による当社普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、SCSK株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当社の普通株式の全てを対象とする公開買付けの成立後、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%超となったため、公開買付者としては、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第179条第1項に規定する特別支配株主として、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主(公開買付者及び当社を除きます。以下同じです。)の全員に対し、その所有する当社普通株式の全部を売り渡すことを請求(以下「株式売渡請求」といいます。)するとのことです。

当社は、2019年1月31日付「支配株主であるSCSK株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、公開買付者より株式売渡請求がなされた場合には、当社取締役会にてかかる株式売渡請求を承認する予定です。

当社は、2019年2月27日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満にとどまった場合には、会社法第180条に基づき当社普通株式の併合(以下「株式併合」といいます。)を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を予定しておりましたが、上記のとおり、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%超となりましたので、上記臨時株主総会は開催せず、上記臨時株主総会のために設定した基準日も利用しないことといたします。

以 上